

滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議 規約

(名称)

第1条 当会議は、滋賀県災害時要配慮者支援ネットワーク会議（以下、「ネットワーク会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワーク会議は、災害時における、県域、広域（福祉圏域）、市町域での要配慮者の避難および避難生活について、関係者が連携により支援できるように、平常時から県域の支援者および当事者が連携し、協議を行うことで、災害時要配慮者支援対策を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 ネットワーク会議は、上記の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 災害時要配慮者支援対策に関する情報共有、協議
- (2) 広域（福祉圏域）、市町域における災害時要配慮者支援対策の推進
- (3) 災害時要配慮者支援対策に関する普及・啓発
- (4) その他、目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 ネットワーク会議は、別表に掲げる団体で構成する。

- 2 ネットワーク会議の事務局は、滋賀県社会福祉協議会に置く。

(会長および副会長)

第5条 ネットワーク会議に会長および副会長を置き、全体会議において選任する。

- 2 会長はネットワーク会議を代表し、この会議の活動を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故等があった時または欠けた時は職務を代行する。

(全体会議)

第6条 ネットワーク会議は、全構成団体の協議の場として、全体会議を年1回以上開催するものとする。

- 2 会議の議長は、会長が務める。

(部会)

第7条 ネットワーク会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規約は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月17日から施行する。

水戸保健医療圏災害医療連携会議設置要綱

(目的)

第1条 水戸保健医療圏災害医療連携会議（以下「連携会議」という）は、大規模災害が発生した際、水戸保健医療圏の被災者に対して適切な医療救護を行うため、災害医療関係者の連携体制を構築することを目的に設置する。

(所掌する地域)

第2条 連携会議が所掌する地域は、水戸保健医療圏（水戸市、笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町）とする。

(構成)

第3条 連携会議は、次に掲げる機関の実務者を持って構成する。

- (1) 郡市医師会
- (2) 郡市歯科医師会
- (3) 災害拠点病院
- (4) 郡市薬剤師会
- (5) 茨城県看護協会災害看護委員会の委員
- (6) 所掌地域の各市町の防災担当部署及び保健担当部署
- (7) 所掌地域の消防本部
- (8) 水戸医療圏地域災害医療コーディネーター
- (9) 水戸医療圏担当県災害医療コーディネーター
- (10) 水戸市保健所
- (11) 茨城県中央保健所
- (12) その他、会長が必要と認めるもの

- 2 会長は、必要に応じて連携会議を構成するもの以外を会議に出席されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 連携会議は会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長は、連携会議を構成する者の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもってこれに当てる。
- 4 会長は、会務を経理し、連携会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連携会議は、会長が招集する。

(所掌事項)

第6条 連携会議は、次の事項を協議する。

- (1) 災害想定(想定傷病者数等)に対する医療資源、搬送体制、参集拠点等の把握、検討に関する事。
- (2) 災害時に医療ニーズを把握・分析するための連絡通信体制の確保に関する事。
- (3) 医療救護チーム等を円滑に配置調整するための基本的考え方に関する事。
- (4) 医療救護活動等に必要道路被害状況の把握や医薬品、食料等の供給体制の確保に関する事。
- (5) 災害発生後の活動内容に関する事。
- (6) 災害対応訓練の実施に関する事。
- (7) 前各号に掲げるものの他、災害医療関係者の連携体制構築に必要な事項及び医療救護等活動の円滑な実施に必要な事項に関する事。

(庶務)

第7条 連携会議の庶務は、茨城県中央保健所および水戸市保健所が共同で行う。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、令和6年1月17日から施行する。

平成28年6月15日制定

西宮市災害時保健医療福祉連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市の災害時における保健医療福祉活動が、迅速かつ円滑に進められるよう体制整備を図るため、平時より西宮市災害時保健医療福祉連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の災害時保健医療福祉体制の整備に関すること。
- (2) 災害時保健医療福祉活動マニュアルの策定及び整備に関すること。
- (3) 災害時の保健医療福祉活動の調整に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 西宮市医師会に属する者
- (2) 西宮市歯科医師会に属する者
- (3) 西宮市薬剤師会に属する者
- (4) 市内災害拠点病院に属する者
- (5) 本市職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が召集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 関係行政機関の職員その他議事に関係のある者は、委員長の承認を受けて会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 会議は原則として公開とする。

(代理出席)

第7条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(謝金)

第8条 協議会の委員の謝金は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例(昭和31年西宮市条例第19号)を準用し、当該条例別表の附属機関の委員に支給する報酬額とする。ただし、常勤の地方公務員の職にある者には支給しない。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員及び出席者は、協議会で知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(事務局及び庶務)

第10条 協議会の事務局は保健所に置き、その庶務は保健総務課が行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(召集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に召集される協議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。

付 則

この要綱は、平成28年6月15日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。